

新旧対照表

改正前

(新設)

改正後

**平成 年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》**

診療科		住所		診療所名	
診療科	科	市	町	氏	名
<b>1. 収入金額の内訳</b>					
診療報酬	診療回数	診療日数	決定日数	収入金額	収入率
①	②	③	④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱
㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽
㊾	㊿				
自由診療収入等	収入	収入	収入	収入	収入
⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛
㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲
㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸
㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿					
<b>2. 自由診療割合の計算</b>					
<p>この計算は、租税特別措置法第25条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかると同計算を行う際に、自由診療とはなぬ医療行為の割合を計算するものとす。</p> <p>自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出して下さい。</p>					
<p>(1) 診療実日数による割合                  自由診療実日数(③)                  総診療実日数(③+④) × 100 = ⑥ %</p>					
<p>(2) 収入による割合                  自由診療収入(㉑)                  総診療収入(㉑+㉒+㉓) × 100 × ⑦ = ⑧ %</p>					

新旧対照表

改正前

(新設)

改正後

**3. 必要経費の内訳**

(1) 自由診療分

医療行為費等の総額 (固定資産取得、費用の5%・8%・9%)
  自由診療外に社会保険適用外に属する社会保険診療 (固定資産取得、費用の5%・8%・9%)
  自由診療外に社会保険適用外に属する社会保険診療 (固定資産取得、費用の5%・8%・9%)
  ②の欄には、事業費のよりに「その収入に係る経費であるかの区分が明らかでない経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

医療行為費等の総額 (固定資産取得、費用の5%・8%・9%)
 
 自由診療外に社会保険適用外に属する社会保険診療 (固定資産取得、費用の5%・8%・9%)
 
 社会保険診療分総額
 
 社会保険診療分総額
 
 ②の欄に属する経費

(3) 租税特別措置法第36条の規定による社会保険診療分の経費の額

社会保険診療分総額
 
 ×
 適用税率
 
 +
 適用税率
 
 =
 社会保険診療分総額
 
 ×
 適用税率
 
 +
 適用税率
 
 =
 社会保険診療分総額

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第36条による金額との差額

社会保険診療分総額
 
 ×
 適用税率
 
 +
 適用税率
 
 =
 社会保険診療分総額
 
 ×
 適用税率
 
 +
 適用税率
 
 =
 社会保険診療分総額

【計算表】

社会保険診療総額	適用税率	社会保険診療分総額
2,500万円	5%	2,500万円
2,500万円	75%	2,500万円
3,000万円	65%	2,900万円
4,000万円	57%	4,000万円